

補装具給付に必要な書類（修理）

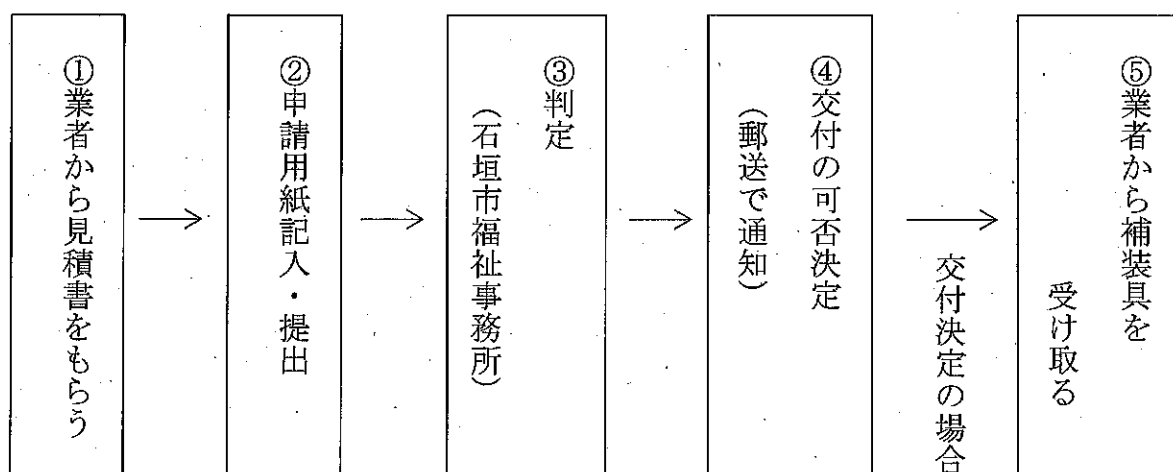
《申請に必要なもの》

☐ 1. 身体障害者手帳

☐ 2. 見積書

※補装具を取り扱う業者からもらってください。

《申請から交付までの流れ》



※所得や課税の状況によっては、費用の一部負担があります。

【申請にあたっての注意事項】

- ・同じ補装具を再度申請する場合は、原則として耐用年数を過ぎてからとなります。ただし、必ずしも耐用年数を過ぎたからといって、再交付が認められるわけではありません。使用状況、使用頻度等により判定されます。
- ・介護保険対象者においては、介護保険による福祉用具の貸与（車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助杖）が優先されます。ただし、身体状況に応じて、オーダーメイド等により個別に制作する必要があると判断される場合においては補装具を申請することができます。

[問 い 合 わ せ]

石垣市福祉事務所
障がい福祉課 障がい福祉係
☎ (0980) 82-9947